

西之表市監査委員公表第 34 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、別紙のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 26 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和

西之表市監査委員 川村 孝則

西之表市水道事業会計定期監査報告書

- 1 監査の対象 水道事業会計
工事実地監査：安城平松線道路改良工事に伴う送水管布設替工事
阿曾浄水場シャッター取替更新
- 2 監査の事項 令和2年度9月末日現在の経営に係る事業の管理
- 3 監査の時期 書類審査：令和2年11月16日（月）
工事監査：令和2年11月17日（火）

4 監査の手続

経営に係る事業の管理について、関係法令・条例及び規則に準拠して事務執行されているか等について、予め関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するほか、通常実施すべき監査を実施した。

5 監査の結果

水道事業の経営に係る事業管理については、関係法令、条例及び規則に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、令和2年度上半期における実績は、給水件数 51,855 件、有収水量 800,104 m³ で、平成 31 年 4 月より深川、能野、武部地区での給水を順次開始したため、前年度同期と比較すると、給水件数で 419 件（0.81%）、有収水量で 15,576 m³（1.99%）の増となっている。

また、水道使用料滞納整理状況については、収納率は 95.30% で同期と比較して 0.99 ポイント上昇しており、今後も引き続き収納率向上に向け取組みをお願いしたい。

事業概況によると、先に述べたとおり、深川外 2 地区において給水開始したことにより、今年度上半期の給水件数・有収水量ともに増加しており、このことにより、給水収益も増加したことから、当期純利益が 15,158,058 円、対前年度比 64.28% の増加となっている。

次に、今年度上半期の取り組みとして、安城平松線道路改良工事に伴う送水管布設替工事、阿曾浄水場シャッター取替工事が完了しており、市道野木平又延伊関線送水管、県道伊関国上西之表港線配水管、南部浄水場送水ポンプ附帯配管の単独事業での更新、鹿児島県が発注している特定交通安全施設等整備工事（石堂工区）、地方特定道路整備工事（国上工区）に伴う配水管布設替工事については、現在進行中である。また、阿曾浄水場、御牧ポンプ場のポンプ 2 台を更新している。さらに、下半期では、大規模な修繕等を計画しており、職員への負担が増えることが危惧されることから、職員の健康面に対する配慮を強く望むものである。

最後に、毎年述べている事ではあるが、水道事業は、市民の日常生活において維持・継続しなければならない重要なインフラである。各施設の維持管理・更新を始めとする多様な課題が山積する中、課内が一体となって協力し合い、知恵を出し合っ、更なる経営体質強化を図り、安全で安心かつ安定した水の供給のために寄与されることを期待するものである。